

アニマルセンター一年報 第42号

福岡歯科大学 アニマルセンター

2024



2024 ANIMAL CENTER ANNUAL REPORT Vol. 42

FUKUOKA DENTAL COLLEGE

# 目 次

## アニマルセンター年報(第42号)表紙

### 年 報 目 次

はじめに	アニマルセンター長 田中 芳彦	1
令和5年度アニマルセンター使用者講習会について		2
令和5年度実験動物慰霊祭の様様		3

## 令和5年度 アニマルセンター 利用 状 況

1. 令和5年度 利用者数		
1-1. 講座・月別利用者数( SPF室を含む)		4
1-2. 年間講座別延利用者数		
1-3. 過去5年間の講座別延利用者数		5
1-4. SPF室講座・月別延利用者数		6
1-5. 過去5年間のSPF室講座別延利用者数		
2. 令和5年度 動物導入数		
2-1. 動物・月別導入数( SPF室を含む)		7
2-2. 過去5年間の動物別延導入数		
2-3. 分野別・月別動物延導入数( SPF室を含む)		8
3. 令和5年度 動物飼育数		
3-1. 飼育レベル別・分野別・月別動物延飼育数		9
3-2. 過去5年間の動物別延飼育数		11
3-3. アニマルセンターで飼育した動物の系統		12
3-4. 分野別・月別動物使用数( SPF室を含む)		13

## 令和5年度 動 物 実 験 計 画 審 査

令和5年度動物実験計画審査件数	14
(内訳)倫理基準によるカテゴリ一分類別動物実験承認件数	
過去5年間の動物実験承認件数	15

## 令和5年度 使用者講習会

令和5年度使用者講習会の実施状況	16
過去5年間の使用者講習会の受講者数	18

## 令和5年度 アニマルセンターを利用した研究業績

動物を使用した過去5年間の年度別研究業績	19
令和5年度動物を使用した研究業績	21

## 令和5年度 アニマルセンターおよび委員会の活動状況と資料

アニマルセンター年表(令和5年度)	25
会議録(管理運営委員会・動物実験委員会・使用者会議)	27
令和5年度月別光熱水使用量	30
過去5年間の光熱水使用量の推移	
福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学・動物実験規則	31
動物実験およびアニマルセンター使用に必要な手続きの概略図	39
委員・職員の構成(センター管理職員・管理運営委員会・動物実験委員会)	41
編集後記	43

## はじめに

アニマルセンター長 田中 芳彦

福岡歯科大学アニマルセンター年報第42号発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

当アニマルセンターの管理運営を担当させていただき、6度目のご挨拶となります。この間に新型コロナウイルス感染症のアウトブレイクを経験しました。社会的には経済活動やインバウンドの急激な落ち込みを経て以前の状況に戻りつつあります。一方、研究活動における動物実験の状況は徐々に復活しつつあるものの、常態化した円安の為替相場に伴う物価高騰の影響もあって回復の速度は緩やかであるようです。一人ひとりの研究者に対しては実験動物の度重なる価格上昇が直接的な影響を及ぼしていると推察されます。そのような背景もあって飼育管理費を据え置きで6年前と変わらず値上げすることなく、利用者の皆さまのご理解を得て実験動物の飼養と職務の向上に配慮いたしております。

福岡学園では、「口腔の健康を通して全身の健康を守る」とする口腔医学の理念のもとに、より高度なスキル、そして豊かな教養と人間性を備えた口腔医学のスペシャリストの育成を目標としています。最近では、腸内環境が歯周病の病態へ影響するという逆ベクトルの研究成果が、動物実験結果に基づいて発信されるようになりました。このように歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目指して研究活動を行なっています。

2024年10月に第49回実験動物慰霊祭を利用者の皆さまの参加を伴う形で挙行し、本学の教育・研究のために供された実験動物に感謝の意を表し、「苦痛の削減、代替法の選択、使用数の削減」を踏まえた適正な動物実験の実施と実験実施者の責務を認識する機会としました。今後も利用者の皆さまには、当アニマルセンターの利用に対してのご理解とご協力をお願いいたします。

## 令和5年度アニマルセンター使用者講習会について

アニマルセンター副長 吉永 泰周  
(動物実験委員会副委員長)

アニマルセンター新規利用予定者および利用資格更新者を対象にして、令和5年6月7日に使用者講習会を開催した。これは文部科学省告示第七十一号と本学動物実験規則の定める教育訓練の一環である。受講者は、新規で8名、更新で15名であった。

6月7日の講習会の概要：



1. 田中アニマルセンター長（動物実験委員長）から、「動愛法」や関連する告示と、本学動物実験規則に対する理解と遵守についての説明がなされた。アニマルセンターの活発な利用を促しつつ、規則に則った利用手続きを利用者に依頼した。



2. 吉永センター副長（動物実験副委員長）から動物実験の倫理及び動物実験に関連した諸規則並びに実験計画承認申請の手続きについて説明した。
  - 1) 動物実験の3R（特に新規利用予定者に対して）と動物実験の立案ならびに計画承認申請方法。
  - 2) 本学での諸規則と実験計画承認申請の概要。特に更新者への説明では、旧規則からの変更点に重点を置き説明した。
  - 3) 計画承認申請時の書式作成の雛形を示しながら3Rに対応した記載方法について説明した。

3. アニマルセンター山下技術職員から、小動物の人獣共通感染症に関する知識及びセンター利用方法の概要、新規利用予定者に対し、実験実施者登録申請の方法について説明した。

---

## 令和5年度福岡歯科大学実験動物慰霊祭の様相

---



令和5年度(第48回)実験動物慰霊祭が、10月12日(木)午後4時00分より、アニマルセンターに隣接する50周年記念講堂2階(ホワイエ)にて、飯盛神社より神官2名を迎え、厳粛に執り行われました。

慰霊祭には、水田理事長、田口常務理事、高橋大学長をはじめ学園の役員、教職員、学園内の実験動物関係者など33名余りが参列されました。

高橋大学長から過去一年にわたり、医歯学の発展に寄与し、犠牲となった実験動物の霊に対し、深い敬意と感謝並びに哀悼の意を述べられました。

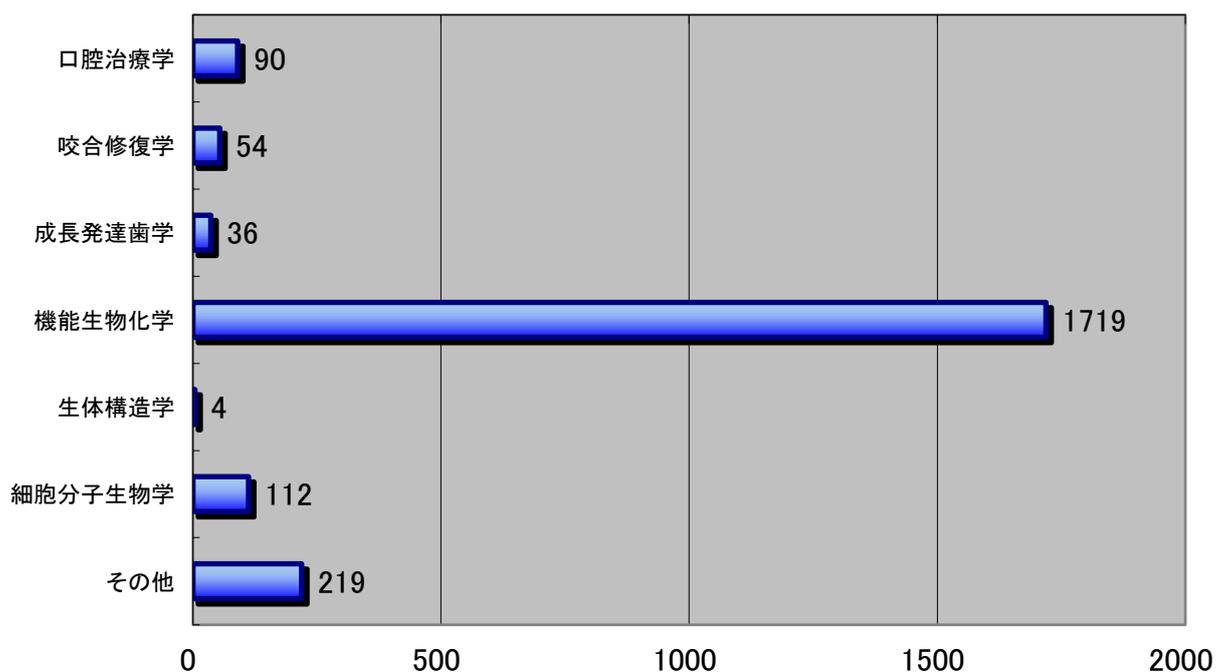


# 1. 令和5年度 利用者数

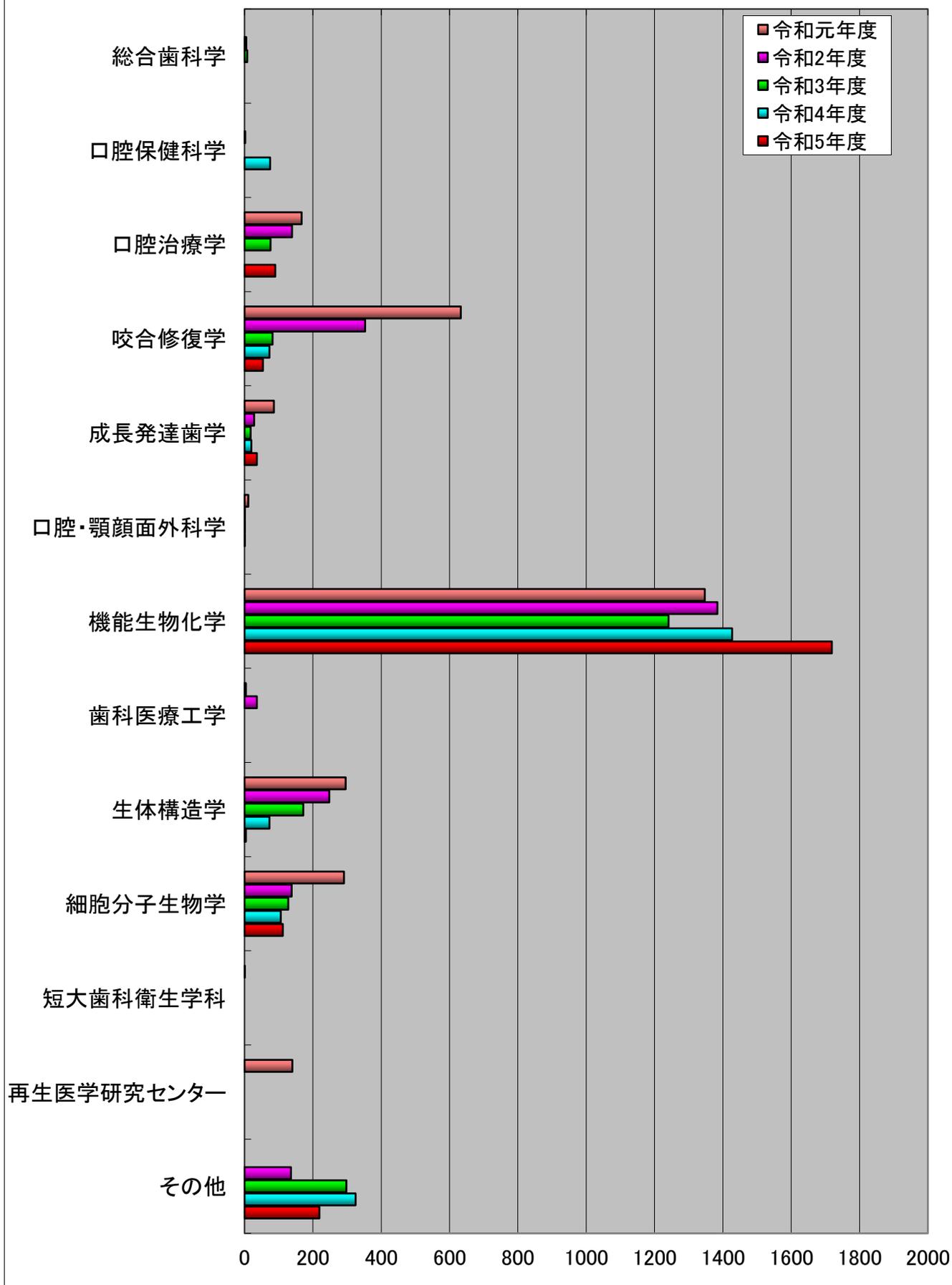
## 1-1. 講座・月別利用者数（S P F含む）

月 講座名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
口腔治療学		13	22	13	15	10	12	1	2		1	1	90
咬合修復学	2	4	3	4	6	5	13	2	4	5	2	4	54
成長発達歯学		1	5	6	3	3	4	5	6	2	1		36
機能生物化学	86	106	115	141	115	120	152	191	173	169	167	184	1719
生体構造学		1		1			1		1				4
細胞分子生物学	24	14	11	7	13	5	3	9	8	11	7		112
その他	16	22	19	23	21	22	19	12	16	22	20	7	219
合計	128	161	175	195	173	165	204	220	210	209	198	196	2234

## 1-2. 年間講座別延利用者数



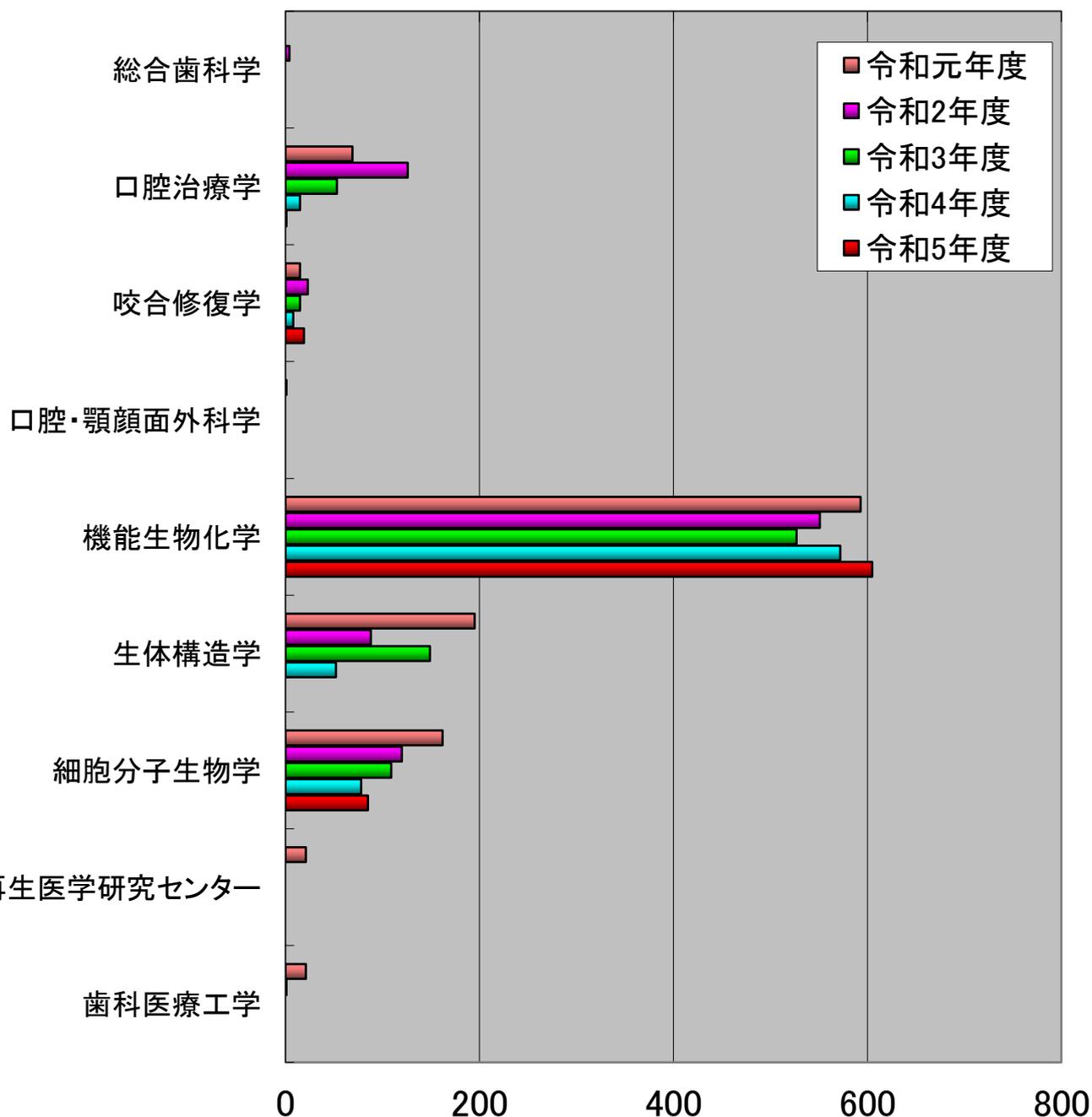
### 1-3. 過去5年間の講座別延利用者数



## 1-4. SPF室講座別延利用者数

月 講座名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
口腔治療学		1											1
咬合修復学	1			3			2	2	3	4		4	19
機能生物化学	31	46	53	65	54	56	55	50	48	46	56	45	605
細胞分子生物学	4	9	11	7	9	5	3	9	8	11	9		85
合計	36	56	64	75	63	61	60	61	59	61	65	49	710

## 1-5. 過去5年間のSPF室講座別延利用者数

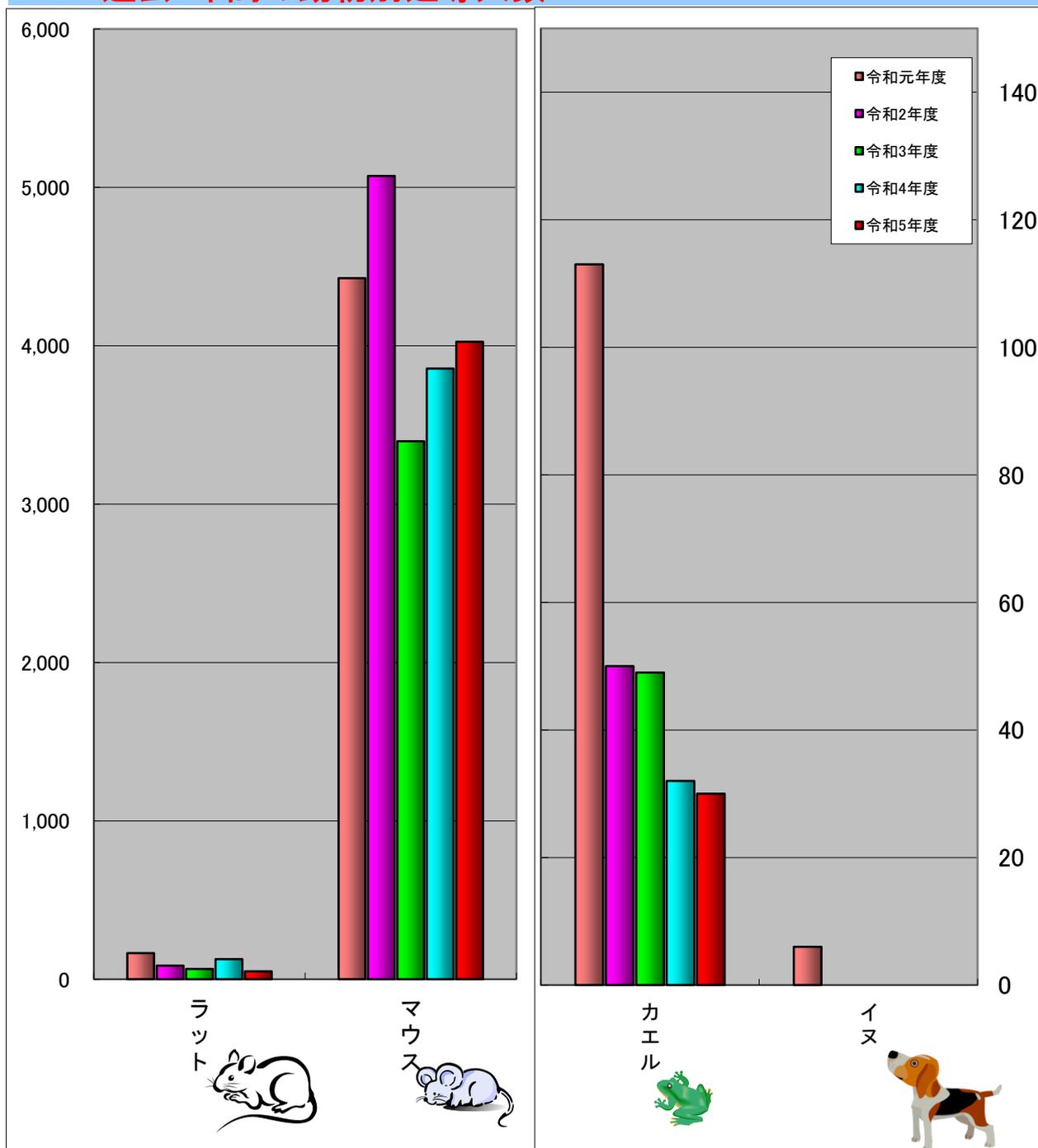


## 2. 令和5年度 動物導入数

### 2-1. 動物・月別導入数(SPF含む)

動物名	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
ラット		7	20	4	10			4		2			3	50
マウス		591	247	377	283	409	376	313	350	336	303	276	164	4,025
カエル		16	8		3				3					30
合計		614	275	381	296	409	376	317	353	338	303	276	167	4,105

### 2-2. 過去5年間の動物別延導入数



## 2-3. 分野別・月別動物延導入数(SPFを含む)

### 1)ラット

分野名/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
歯科保存学	4	10		10			4						28
歯周病学													0
口腔インプラント学		10							2				12
分子機能制御学	3											3	6
アニマルセンター			4										4
合計	7	20	4	10	0	0	4	0	2	0	0	3	50

### 2)マウス

分野名/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
有床義歯学		14	3		5	4			7			8	41
矯正歯科学								9					9
感染生物学	373	191	269	246	347	363	238	297	320	256	258	146	3,304
機能構造学													0
病態構造学		1		1			2		1				5
細胞生理学	11	41	26	18	28		15	21	8	15	6		189
分子機能制御学	165											10	175
その他	42		66	18	29	9	58	23		32	12		289
アニマルセンター			13										13
合計	591	247	377	283	409	376	313	350	336	303	276	164	4,025

### 3)カエル

分野名/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
細胞生理学	16	8		3				3					30
合計	16	8	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	30

# 3. 令和5年度 動物延飼育数

## 3-1. 飼育レベル区域別・分野別・月別延飼育数

### 1.コンベンショナル

#### 1)ラット

分野名/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
歯科保存学	16	268	259	64	93	60	70	120	124	124	116	88	1,402
歯周病学	120	124	120	124	124	120	124	120	83				1,059
口腔インプラント学	44	114	300	310	310	235			29	31	29	31	1,433
分子機能制御学	61	11										12	84
アニマルセンター	30	31	68	62	62	60	62	60	62	46	29	31	603
合計	271	548	747	560	589	475	256	300	298	201	174	162	4,581

#### 2)マウス

分野名/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
有床養歯学	90	93	90	93	93	90	93	90	93	93	87	93	1,098
矯正歯科学	1,350	1,387	1,098	1,026	403	390	403	327	519	93	87	93	7,176
感染生物学	90	93	90	93	93	90	93	168	465	465	435	465	2,640
分子機能制御学	898	363										40	1,301
アニマルセンター	30	31	113	62	62	60	62	60	62	15			557
その他	742	407	798	1,031	873	470	831	1,515	1,234	821	435		9,157
合計	3,200	2,374	2,189	2,305	1,524	1,100	1,482	2,160	2,373	1,487	1,044	691	21,929

#### 3)カエル

分野名/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
細胞生理学	213	89	125	134	124	120	124	119	132	102	87	93	1,462
合計	213	89	125	134	124	120	124	119	132	102	87	93	1,462

## 2.SPF室

### 1)マウス

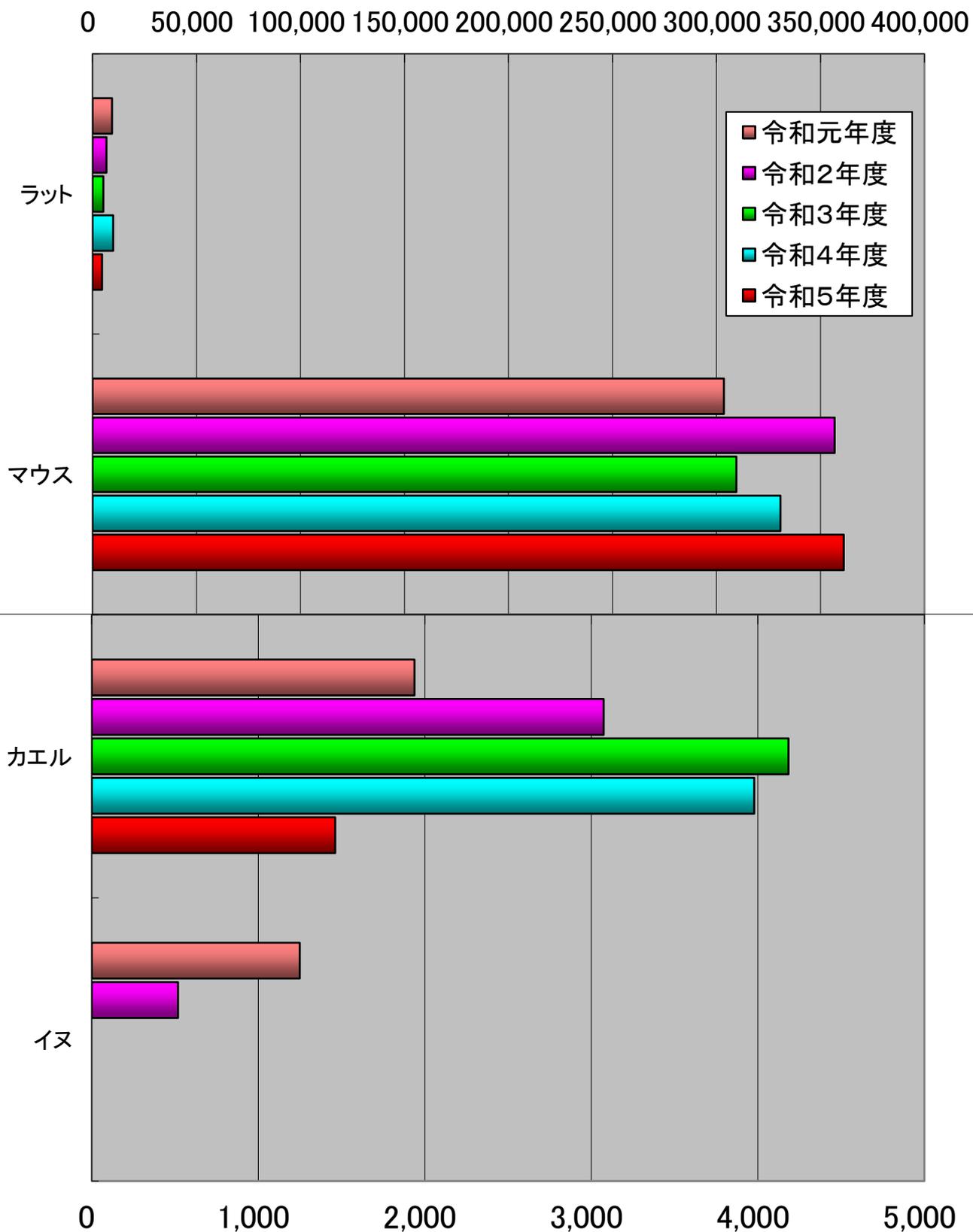
分野名/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
有床養菌学	1,590	1,603	1,902	2,046	2,081	2,150	2,267	1,929	1,840	2,046	1,905	1,782	23,141
感染生物学	18,879	20,123	18,313	19,769	21,238	24,173	21,840	21,960	25,671	22,911	21,660	23,398	259,935
細胞生理学	1,993	2,619	2,544	2,789	2,058	1,970	1,933	2,164	2,080	1,685	1,353		23,188
合計	22,462	24,345	22,759	24,604	25,377	28,293	26,040	26,053	29,591	26,642	24,918	25,180	306,264

## 3.感染室

### 1)マウス

分野名/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
感染生物学	2,149	2,067	843	1,971	1,901	2,502	2,596	3,950	4,264	3,829	3,239	3,702	33,013
合計	2,149	2,067	843	1,971	1,901	2,502	2,596	3,950	4,264	3,829	3,239	3,702	33,013

### 3-2. 過去5年間の動物別延飼育数



### 3-3. アニマルセンターで飼育した動物の系統

動物種	系 統			
ラット	SD	Wistar		
マウス	ddY	B10D2	B10BR	C57BL/6・KO
	C57BL/6・Tg	ICR	C3H/HeN	B6-App<tm1.3>
カエル	ウシガエル	トノサマガエル		

### 3-4. 分野別・月別動物使用数(SPFを含む)

#### 1)ラット

分野名/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
歯科保存学		4	14	4	4		4		4			4	38
口腔インプラント学	14	1				10			1				26
分子機能制御学	4	2											6
アニマルセンター			3							1			4
合計	18	7	17	4	4	10	4	0	5	1	0	4	74

#### 2)マウス

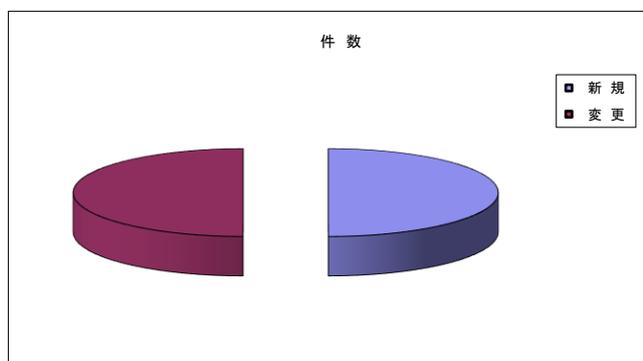
分野名/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
歯周病学												40	40
有床義歯学	5						10	7			3		25
矯正歯科学		8	3	4	17	17		3	12	4			68
感染生物学	249	317	302	308	203	378	406	295	481	342	257	253	3,791
病態構造学		1		1			2		1				5
細胞生理学	4	18	30	32	36	8	4	21	18	21	60		252
分子機能制御学	109	66											175
その他	32	6	31	43	23	21	29	18	25	31	39		298
アニマルセンター			12							2			14
合計	399	416	378	388	279	424	451	344	537	400	359	293	4,668

#### 3)カエル

分野名/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
細胞生理学	14	14	3	2				1	2	1			37
合計	14	14	3	2	0	0	0	1	2	1	0	0	37

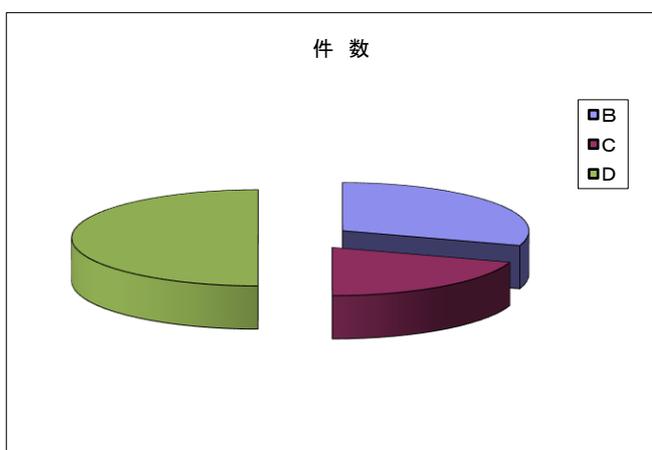
# 令和5年度 動物実験計画審査件数

実験審査		件数
内訳	新規	5
	変更	5
実験審査総数		10
実験承認件数		10
実験中止件数		1

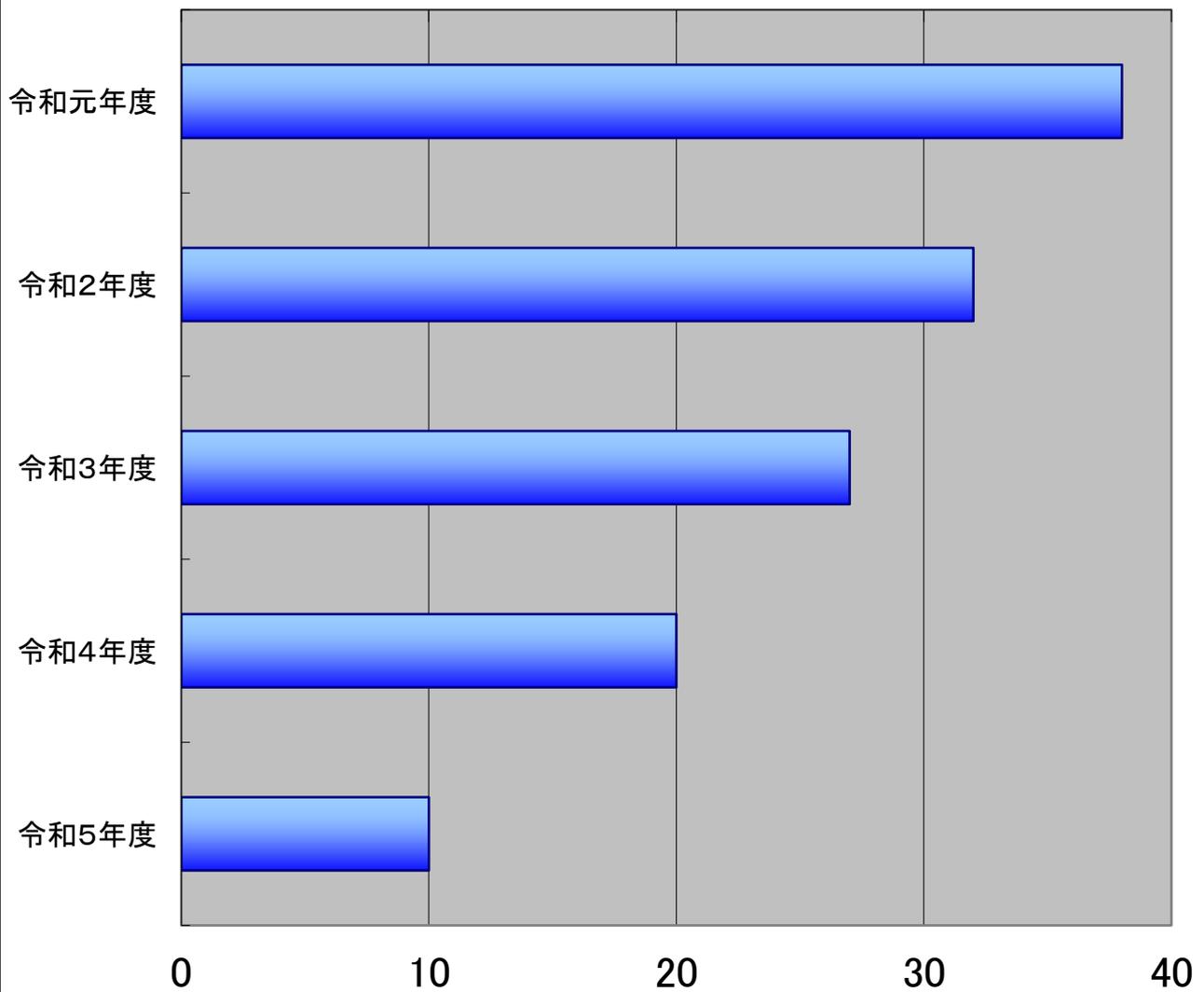


## (内訳)倫理基準によるカテゴリー分類別

分類	件数
B	3
C	2
D	5
合計	10



## 過去5年間の動物実験承認件数



# 令和5年度使用者講習会

## 1. 第1回使用者講習会

日 時：令和5年6月7日（水）

場 所：504講義室

受講者数：15名（更新対象者）8名（新規対象者）

## 2. 第2回使用者講習会

日 時：令和5年6月8日（木）

場 所：障害者歯科学医局

受講者数：1名（新規対象者）

## 3. 第3回使用者講習会

日 時：令和5年6月26日（月）

場 所：歯科保存学医局

受講者数：1名（更新対象者）

場 所：成育小児歯科学医局

受講者数：1名（新規対象者）

## 4. 第4回使用者講習会

日 時：令和5年7月4日（火）

場 所：矯正歯科学医局

受講者数：1名（新規対象者）

## 5. 第5回使用者講習会

日 時：令和5年11月7日（火）

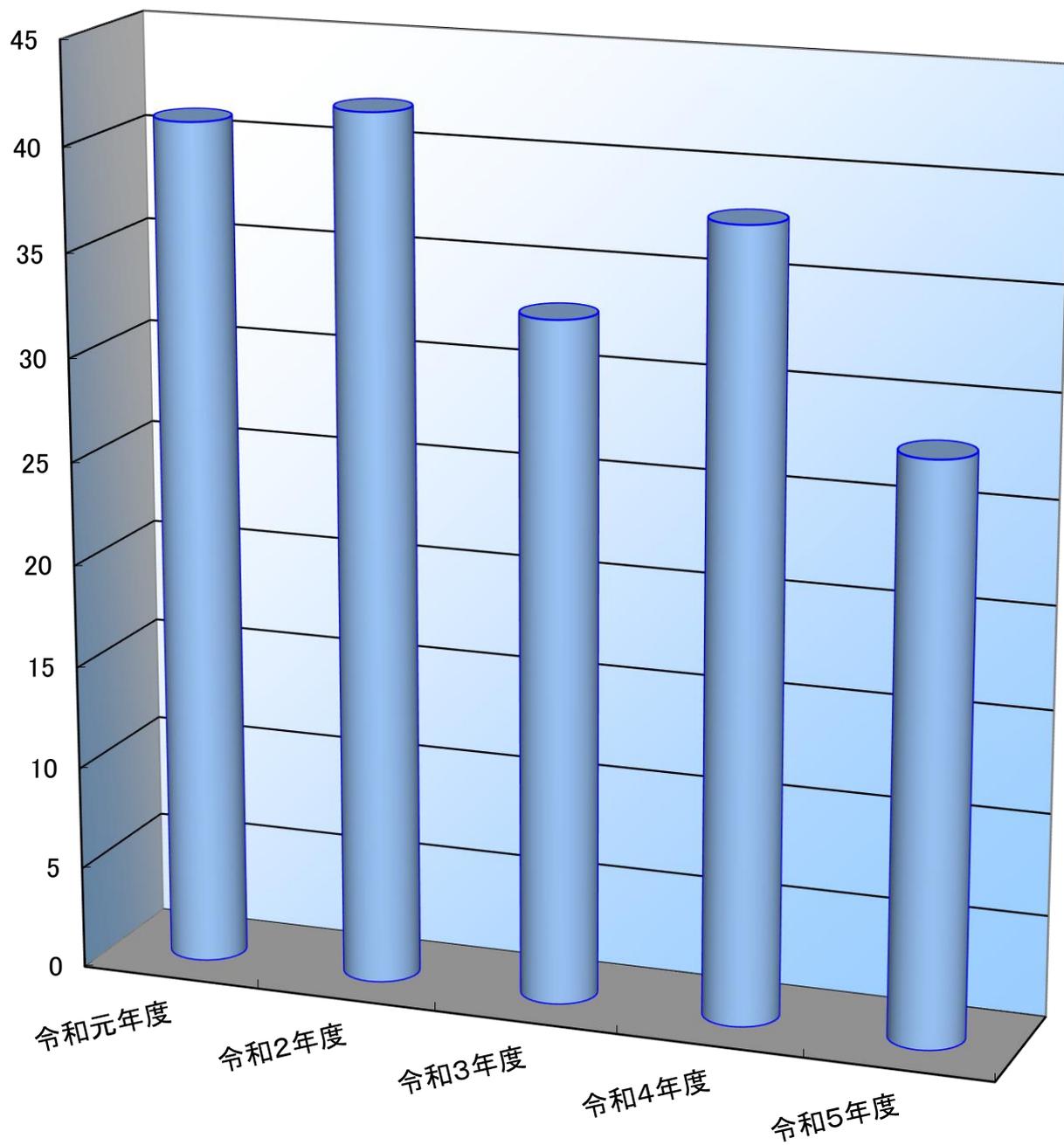
場 所：高齢者歯科学医局

受講者数：1名（新規対象者）

## 受 講 者 名 簿

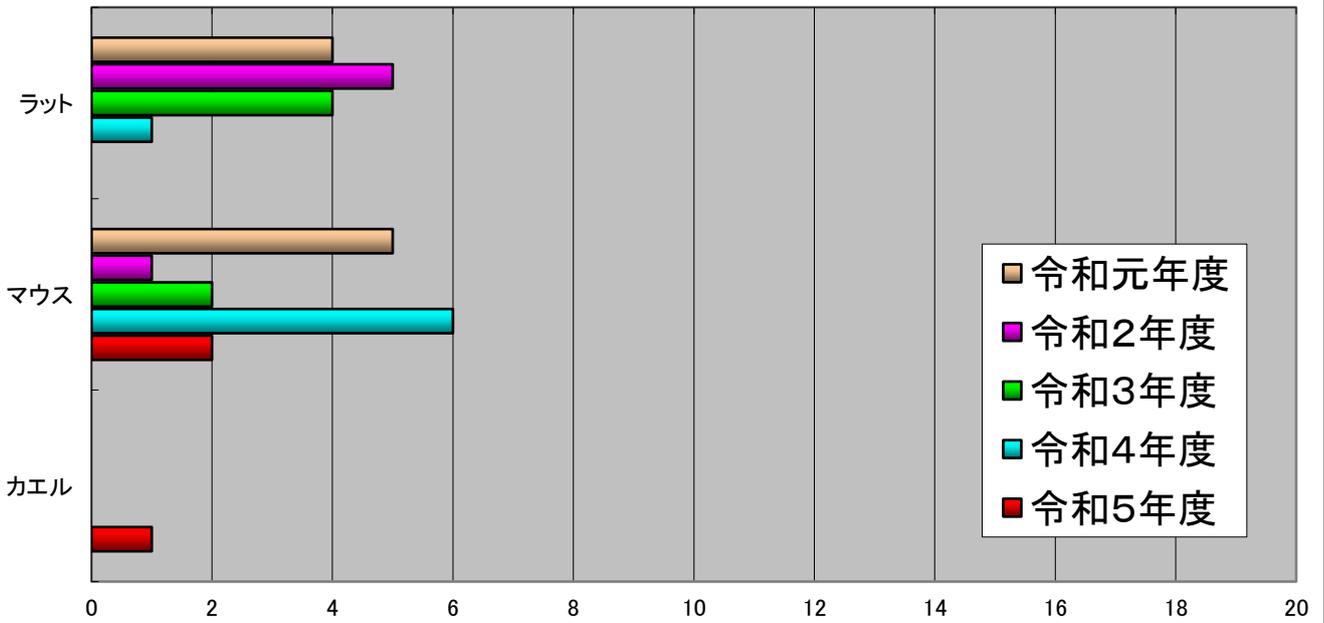
No.	受 講 者 名	所 属 名 (分 野 名)	講 習 会 名
1	稲井 哲一朗	機能構造学	第1回使用者講習会
2	安永 まどか	矯正歯科学	
3	坂上 竜資	歯周病学	
4	吉永 泰周	歯周病学	
5	八田 光世	分子機能制御学	
6	長岡 良礼	分子機能制御学	
7	城戸 寛史	口腔インプラント	
8	加倉 加恵	口腔インプラント	
9	谷口 祐介	口腔インプラント	
10	吉田 兼義	有床義歯学	
11	柳 絢子	総合歯科学	
12	田中 芳彦	感染生物学	
13	田平 和久	成育小児歯科学	
14	中村 恵子	口腔医療センター	
15	水上 正彦	歯科保存学	(更新対象者) 15名
16	岩井 覚	感染生物学特別研究員	
17	土橋 佑基	口腔医療センター	
18	和才 広輝	教育研究支援課	
19	伊藤 綾香	有床義歯学	
20	金 大京	矯正歯科学	
21	関 貴良史	有床義歯学	
22	中上 昌信	歯周病学	
23	小川 修平	冠橋義歯学	(新規対象者) 8名
24	森田 浩光	障害者歯科学	第2回使用者講習会 (更新対象者) 1名
25	松本 和磨	歯科保存学	第3回使用者講習会 (更新対象者) 1名
26	岩沼 青景	成育小児歯科学	第3回使用者講習会 (新規対象者) 1名
27	田代 周正	矯正歯科学	第4回使用者講習会 (新規対象者) 1名
28	益崎 与泰	高齢者歯科学	第5回使用者講習会 (新規対象者) 1名

## 過去5年間の使用者講習会の受講者数

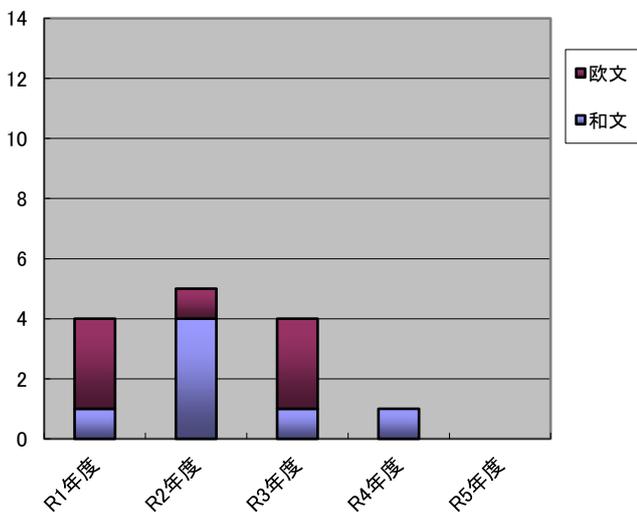


# 動物を使用した過去5年間の年度別研究業績

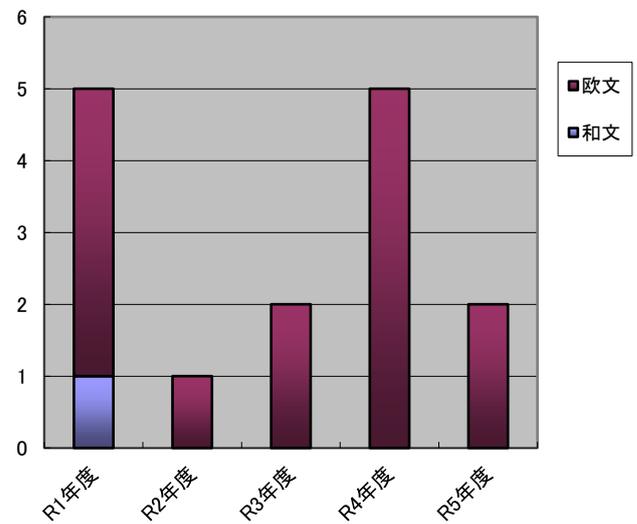
## 発表論文



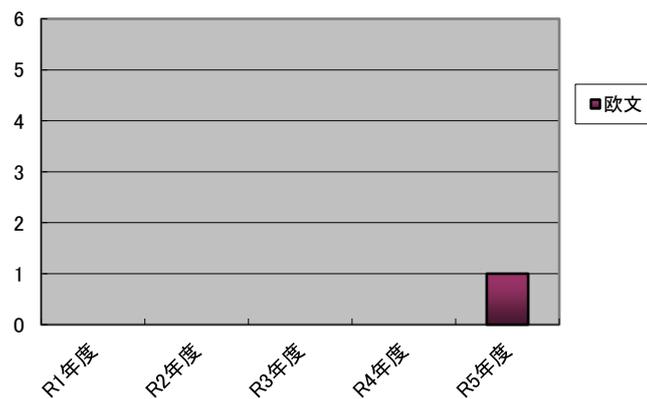
## ラット



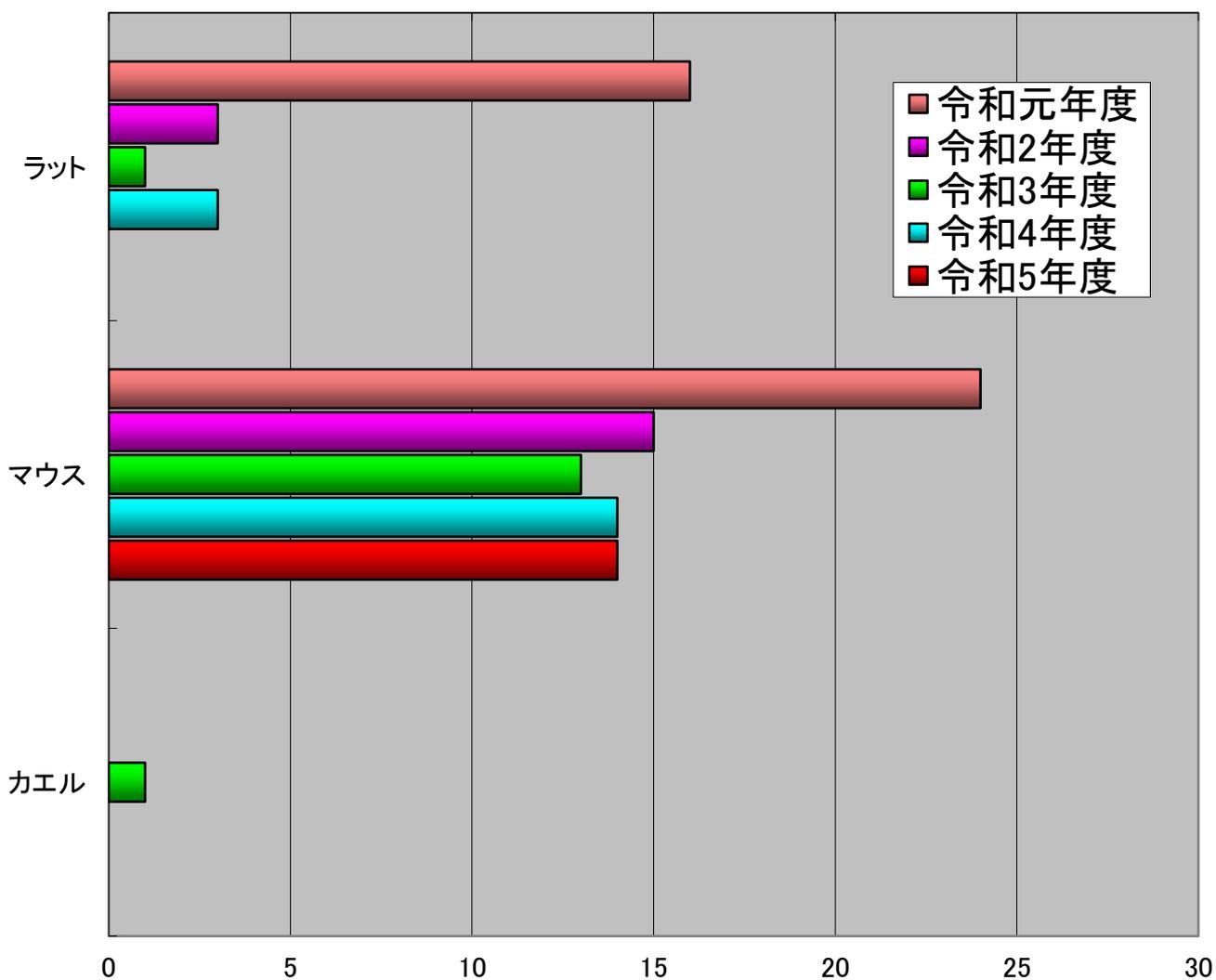
## マウス



## カエル



# 学会発表



発表論文

---

マウス

- 1) Shin M, Matsushima A, Nagao JI, Tanaka Y, Harada H, Okabe K, Bartlett JD.  
Mobility gene expression differences among wild-type, Mmp20 null and Mmp20 over-expresser mice plus visualization of 3D mouse ameloblast directional movement.  
Scientific Reports 13(1):18829, 2023
  
- 2) Yoshimoto, S., Morita, H., Okamura, K., Hiraki, A. and Hashimoto, S.  
IL-6 plays a critical role in stromal fibroblast RANKL induction and consequent osteoclastogenesis in ameloblastoma progression.  
Laboratory Investigation, 103(1):100023., 2023

カエル

- 1) Nishimura M, Taniguchi S, Tamaoki S, Fujita T.  
Inhibition of compound action potentials in the frog sciatic nerve by inchinkoto, a traditional Japanese medicine used for oral mucositis.  
Journal of Oral Biosciences 66(2): 420-429, 2024

マウス

- 1) 吉本尚平  
「3D experimental models in oral pathology」  
The 21st International Congress of Oral Pathology and Medicine:  
Keynote Speech (2023年8月 台北、台湾)
- 2) Nagao J, Tanaka Y.  
「Gut-mouth axis in periodontitis」 (Oral presentation)  
The 10th Beneficial microbes conference (2023年11月)
- 3) Kishikawa S, Nagao J, Toyonaga K, Kaji E, Nakagami M, Iwanuma A, Tasaki S, Negoro K, Iwai S, Tanaka S.  
「Analysis of periodontal disease-induced cognitive impairment behavior in mice」  
(ポスター発表) 第52回日本免疫学会学術集会 (2024年1月)
- 4) Toyonaga K, Nagao J, Tasaki S, Umemura M, Kishikawa S, Kaji E, Iwanuma A, Nakagami M, Negoro-Yasumatsu K, Iwai S, Tanaka Y.  
「Functional analysis of signaling adaptor in a murine oral candidiasis model」  
(ポスター発表) 第52回日本免疫学会学術集会 (2024年1月)
- 5) Nagao J, Nakagami M, Kishikawa S, Toyonaga K Kaji E, Iwanuma A, Negoro-Yasumatsu K, Tasaki S, Iwai S, Tanaka Y.  
「Mucosal immune network of Th17 cells via oral-gut axis exacerbates the development of periodontitis」  
(ポスター発表) 第52回日本免疫学会学術集会 (2024年1月)
- 6) 吉本尚平, 岡村和彦.  
「エナメル上皮腫における間質線維芽細胞の破骨細胞形成への関与」  
第112回日本病理学会総会 (2023年4月)
- 7) 永尾潤一、中上昌信、岸川咲吏、豊永憲司、加地英美、岩沼青葉、根来(安松) 香奈江、田崎園子、田中芳彦.  
「口腔と腸管の免疫ネットワークによる歯周病の病態形成機構」  
(ポスター発表) 第65回歯科基礎医学会学術大会 (2023年9月)
- 8) 中上昌信、永尾潤一、岸川咲吏、豊永憲司、加地英美、岩沼青葉、吉永泰周、坂上竜資、田中芳彦.  
「歯周病の病態形成を制御する腸内細菌の役割の解明」  
(ポスター発表) 第65回歯科基礎医学会学術大会 (2023年9月)

- 9) 加地英美、豊永憲司、田崎園子、永尾潤一、岸川咲吏、中上昌信、岩沼青葉、田中芳彦.  
「口腔カンジダ症に対するTh17細胞による病態制御機構の解明」  
(ポスター発表) 第65回歯科基礎医学会学術大会 (2023年9月)
- 10) 豊永憲司、永尾潤一、田崎園子、加地英美、岸川咲吏、中上昌信、岩沼青葉、根来香奈江、田中芳彦.  
「*Candida albicans* 口腔感染における免疫受容体シグナル関連分子の役割」  
(ポスター発表) 第65回歯科基礎医学会学術大会 (2023年9月)
- 11) 岸川咲吏、永尾潤一、豊永憲司、加地英美、中上昌信、岩沼青葉、田崎園子、根来香奈江、田中芳彦.  
「口腔感染症による脳への神経免疫学的影響の解析」  
(ポスター発表) 第65回歯科基礎医学会学術大会 (2023年9月)
- 12) 岩沼青葉、豊永憲司、永尾潤一、岸川咲吏、加地英美、中上昌信、岡暁子、田中芳彦.  
「ミュータンス連鎖球菌によって誘導される免疫応答の解析」  
(ポスター発表) 第65回歯科基礎医学会学術大会 (2023年9月)
- 13) 吉本尚平, 岡村和彦.  
「IL-6のエナメル上皮腫における間質線維芽細胞からのRANKL発現および破骨細胞形成への関与」  
(ポスター発表) 第65回歯科基礎医学会学術大会 (2023年9月)
- 14) 田中芳彦、中上昌信、永尾潤一.  
「腸でおこる免疫応答による歯周病の発症と重症化のしくみ」  
(ポスター発表) 第66回秋季日本歯周病学会学術大会 (2023年10月)

1. 甲第347号 江頭 敬

AMPK activation enhances osteoblast differentiation on a titanium disc via autophagy

(AMPKの活性化はオートファジーを介してチタンディスク上の骨芽細胞分化を促進する)

2. 甲第348号 廣瀬 陽菜

Sphingosine-1-phosphate receptor 1-mediated odontogenic differentiation of mouse apical papilla-derived stem cells

(S1PR1受容体を介したマウス歯乳頭由来幹細胞の象牙芽細胞分化促進)

3. 甲第351号 西村 麻友子

Inhibition of compound action potentials in the frog sciatic nerve by inchinkoto, a traditional Japanese medicine used for oral mucositis

(口腔粘膜炎に用いられる茵蔯蒿湯によるカエル坐骨神経の複合活動電位の抑制)

# アニマルセンター一年表(令和5年度)

3月	1日	動物実験委員会(持ち回り審議)新規 審査番号23001	
4月	4日	微生物モニタリング検査(陰性)	
	27日	動物実験委員会(持ち回り審議)新規 審査番号23002	
5月	23日	第1回動物実験委員会 新規 審査番号23003	
	26日	動物実験委員会(持ち回り審議)変更 審査番号21003	
6月	7日	第174回管理運営委員会 第1回使用者会議 第1回使用者講習会(新規・更新対象者)	
	8日	第1回SPF使用者講習会 第2回使用者講習会(新規対象者) 第1回感染室使用者講習会	
	13日	大学院生講義(実験動物の取扱い)	
	21日	オートクレーブ保守点検	
	26日	第3回使用者講習会(新規・更新対象者)	
	7月	4日	第4回使用者講習会(新規対象者)
	5日	動物実験委員会(持ち回り審議) 動物実験室設置承認申請に係る逸走防止策の措置等に関する審議について  第2回SPF使用者講習会 第2回感染室使用者講習会	
	11日	微生物モニタリング検査(陽性)	
12日	第3回SPF使用者講習会		
28日	SPF5室イベルメクチン噴霧		
8月	4日	第175回管理運営委員会	
	18日	動物実験委員会(持ち回り審議)変更 審査番号22009	
9月	5日	微生物モニタリング検査(陰性)	
	5日	第2回動物実験委員会 新規 審査番号23004・23005	
	30日	松本富子さん(補助職員) 退職	
10月	1日	原田かおりさん(補助職員) 採用	
	12日	第48回実験動物慰霊祭	
11月	8日	第5回使用者講習会(新規対象者)	
	14日	オートクレーブ保守点検	
	15日	オートクレーブ法定検査	
12月	28日	業務納め	
1月	4日	業務始め	
	10日	動物実験委員会(持ち回り審議)変更 審査番号21012	
	16日	微生物モニタリング検査(陽性)	
	31日	施設維持管理状況検査	

2月	21日	第176回管理運営委員会
	27日	動物実験委員会(持ち回り審議)変更 審査番号23004
3月	15日	動物実験委員会(持ち回り審議)変更 審査番号21010

# 会 議 録

---

## 動物実験委員会（令和5年度）

持ち回り決裁 令和5年3月1日（水）

〔議題〕 1. 動物実験計画の審査（カテゴリーB）について 23001

持ち回り決裁 令和5年4月27日（木）

〔議題〕 1. 動物実験計画の審査（カテゴリーB）について 23002

第1回会議 令和5年5月23日（火）

〔議題〕 1. 動物実験計画の審査（カテゴリーD）について 23003

持ち回り決裁 令和5年5月26日（金）

〔議題〕 1. 動物実験計画の審査（カテゴリーD）について 21003

持ち回り決裁 令和5年7月5日（水）

〔議題〕 1. 動物実験室設置承認申請に係る逸走防止策の措置等に関する審議について

持ち回り決裁 令和5年8月18日（金）

〔議題〕 1. 動物実験計画の審査（カテゴリーC）について 22009

第2回会議 令和5年9月5日（火）

〔議題〕 1. 動物実験計画の審査（カテゴリーD）について 23004

2. 動物実験計画の審査（カテゴリーC）について 23005

持ち回り決裁 令和6年1月10日（水）

〔議題〕 1. 動物実験計画の審査（カテゴリーD）について 21012

持ち回り決裁 令和6年2月27日（火）

〔議題〕 1. 動物実験計画の審査（カテゴリーD）について 23004

持ち回り決裁 令和6年3月15日（金）

〔議題〕 1. 動物実験計画の審査（カテゴリーB）について 21010

# 会 議 録

---

管理運営委員会（令和5年度）

---

## 第174回会議 令和5年6月7日（水）

〔議題〕

- （1） アニマルセンター関係委員会の委員及び職員の変更について
- （2） 令和4年度予算の決算について
- （3） 令和5年度予算の配当について
- （4） 令和4年度使用者会議の実施結果について
- （5） 令和4年度使用者講習会の実施結果について
- （6） 令和4年度SPF室使用者講習会の実施結果について
- （7） 令和4年度感染室使用者講習会の実施結果について
- （8） アニマルセンター年報（2022年版）発行について
- （9） 第47回実験動物慰霊祭の実施結果について
- （10） 微生物モニタリング検査の実施結果について

## 第175回会議 令和5年8月4日（金）

〔議題〕

- （1） 微生物モニタリング検査の実施結果及び検出微生物への対応方法について

## 第176回会議 令和6年2月21日（水）

〔議題〕

- （1） 微生物モニタリング検査の実施結果及び検出微生物への対応方法について

# 会 議 録

---

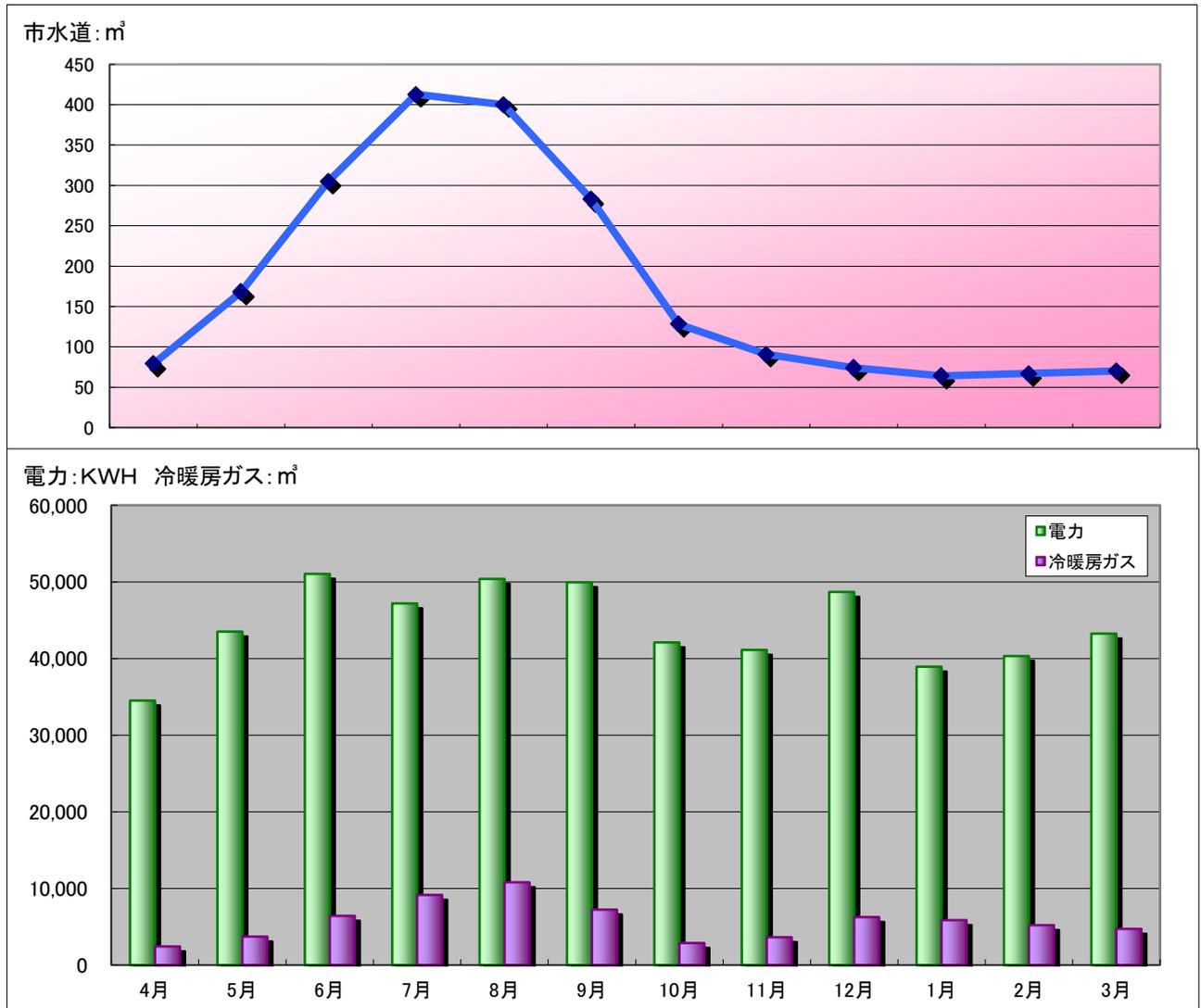
使用者会議（令和5年度）

---

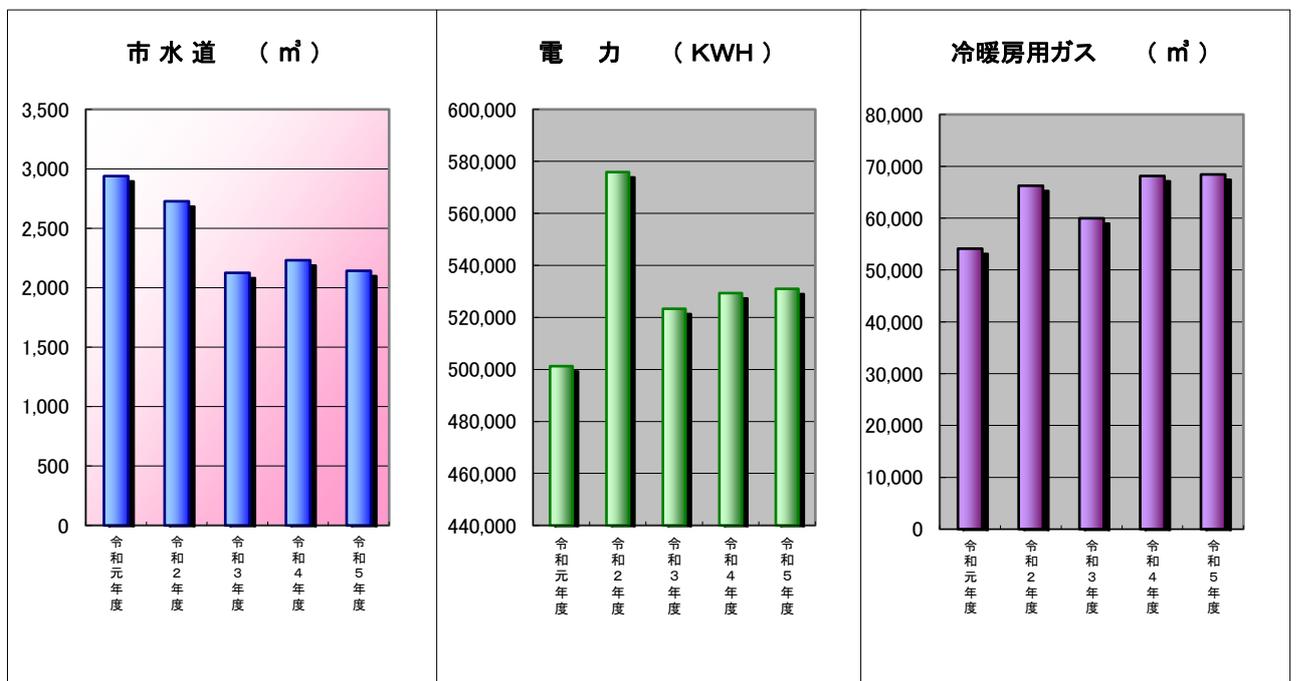
第1回会議 令和5年6月7日（水）

- （1）令和5年度飼育単価・管理経費及び共益費等について
- （2）令和5年度アニマルセンター年間行事予定について
- （3）微生物モニタリング検査の実施結果について

# 令和5年度 月別光熱水使用量



## 過去5年間の光熱水使用量の推移



## 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学動物実験規則

(目的)

第1条 この規則は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月法律第105号)」(以下「法」という。)、指針等及びその他の動物実験等に関する法令等に基づき、動物実験等を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、本条第5号に規定する実験動物を教育、学術研究又は生物学的材料採取、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備のことをいう。
- (3) 「実験室」とは、実験操作(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物実験室のことをいう。
- (4) 「飼養保管施設等」とは、飼養保管施設及び実験室のことをいう。
- (5) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため飼養保管施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類に属する動物(飼養保管施設等に導入するために輸送中のものを含む。)のことをいう。
- (6) 「動物実験計画」とは、動物実験等を行うために事前に立案する計画のことをいう。
- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 「管理者」とは、福岡歯科大学、福岡看護大学、福岡医療短期大学の学長(以下「歯科大学長等」という。)の命をうけ、実験動物及び飼養保管施設等を管理する者をいう。
- (10) 「実験動物管理者」とは、実験動物に関する知識及び経験を有し、管理者を補佐して実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 「管理者等」とは、歯科大学長等、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 「指針等」とは、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年4月環境省告示88号)」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月文部科学省告示第71号)」、「動物の処分方法に関する指針(平成7年7月総理府告示第40号)」及び日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学（以下「歯科大学等」という。）において実施される動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を歯科大学等以外の機関に委託等する場合、委託先においても、指針等に基づき、動物実験等が実施されていることを確認すること。

(歯科大学長等の責務)

第4条 歯科大学長等は、歯科大学等における適正な動物実験等の実施及び実験動物の飼養並びに保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 飼養保管施設等の整備
- (2) 動物実験計画の承認及び実施状況並びに結果の把握
- (3) 前号の結果に基づく改善措置
- (4) 飼養保管施設及び実験室の承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施
- (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
- (8) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

- 2 歯科大学長等は、歯科大学等における動物実験計画の審査、実施状況及び実施結果に関する助言、飼養保管施設及び実験室の調査、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 3 委員会の組織、運営等に関しては、別に定める。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第5条 歯科大学長等は、動物実験計画の申請があったとき、委員会の審査を経て、適正な動物実験計画について承認する。また、動物実験計画の実施状況及び結果について報告を受けると共に、必要に応じ動物実験等の実施の適正について、委員会に諮り改善措置を講ずるものとする。

(実験計画書の作成)

第6条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画承認申請書を歯科大学長等に提出することとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば致死的な動物実験等を行う場合、動物実験を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 歯科大学長等は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画書を提出させ、委員会の審査を経て、承認し又は却下すること。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について、歯科大学長等の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

（実験操作）

第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令及び指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

(1) 適切に維持管理された飼養保管施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

③適切な術後管理

④適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、法令及び歯科大学等における関連する規程等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（年度終了後の報告）

第8条 動物実験責任者は、毎年度終了後（動物実験計画の最終年度を除く。）、動物実験実施状況報告書により、当該年度における使用動物数、動物実験等の進捗状況、成果等（以下「実施状況」という。）について歯科大学長等に報告しなければならない。

（動物実験終了後の報告）

第9条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき、動物実験等を実施した後、動物実験結果報告書により、使用動物数、動物実験計画からの変更の有無及び成果等の動物実験計画の実施結果について、歯科大学長等に報告しなければならない。

（マニュアルの作成と周知）

第10条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させること。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第11条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者（以下「実験動物管理者等」と

いう。)は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第12条 管理者は、実験動物の導入に当たり、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫（書面検疫を含む）、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

(飼養及び保管の方法)

第13条 実験動物管理者等は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

(健康管理)

第14条 実験動物管理者等は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者等は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼育)

第15条 実験動物管理者等は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(記録管理の適正化及び報告)

第16条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備保存すること。

2 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努めること。

3 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、歯科大学長等に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第17条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第18条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めること。

(飼育保管施設の設置)

第19条 飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、歯科大学長等の承認を得るものとする。

2 歯科大学長等は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その報告又は助

言により、承認又は却下を行うものとする。

- 3 管理者は、歯科大学長等の承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物管理者等に、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができない。

(飼養保管施設の要件)

第 20 条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁等などが清掃、消毒等が用意な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第 21 条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合は、管理者が実験室(設置・変更)申請書により、歯科大学長等に提出するものとする。

- 2 歯科大学長等は、申請された実験室を委員会に調査させ、その報告又は助言により、承認又は却下を行うものとする。
- 3 管理者は、歯科大学長等の承認を得た実験室でなければ、動物実験実施者等に、当該実験室での動物実験等(48 時間以内の一時保管を含む。)を行わせることができない。

(実験室の要件)

第 22 条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (4) 当該実験室を管理する責任者がおかれていること。

(飼養保管施設等の維持管理及び改善)

第 23 条 管理者は、実験動物の適正な管理、動物実験等の遂行に必要な飼養保管施設等の維持管理及び改善に努めること。

(飼養保管施設等の廃止)

第 24 条 飼養保管施設等を廃止する場合は、管理者が実験動物飼養保管施設・動物実験室廃止届により、歯科大学長等へ届出ること。

- 2 歯科大学長等は、廃止届出された飼養保管施設等を委員会に調査させ、その報告により、廃止を承認すること。

3 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

(危害等の防止)

第25条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が飼養保管施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

3 管理者は、実験動物管理者等が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。

5 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第26条 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関してあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

2 管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第27条 実験動物管理者等は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(教育訓練)

第28条 歯科大学長等は、実験動物管理者等に、以下の事項に関する所定の教育訓練を受講させること。

①法令、指針等、歯科大学等の定める諸規則等に関すること。

②動物実験等の方法に関する基本的事項に関すること。

③実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項に関すること。

④安全確保、安全管理に関する事項

⑤人獣共通感染症に関する事項

⑥その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 歯科大学長等は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

(自己点検・評価及び検証)

第29条 歯科大学長等は、委員会に毎年、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、自己点検・評価を行わせること。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を歯科大学長等に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 歯科大学長等は、自己点検・評価の結果について、可能な限り、外部の機関等による検証を実施するよう努めること。

(情報公開)

第30条 歯科大学長等は、歯科大学等における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規則等、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、外部の機関等による検証の結果の情報等）を毎年1回程度公表すること。

(準用)

第31条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(適用除外)

第32条 本規則は、産業等の利用に供するために、実験動物（一般に、産業動物と見なされる動物種に限る）を飼養し、又は保管をする管理者等及び生態の観察を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等には適用しない。但し、歯科大学等における研究、教育及び実習に供する動物は、原則、実験動物であって、これらの管理者等には本基準が適用される。また、畜産分野における試験研究であっても、血液の採取、人工繁殖や外科的な処置（家畜改良増殖法に基づくものを除く）を行う管理者等には本基準が適用される。産業等の利用に供するために、飼養し、又は保管している動物については、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年総理府告示22号）」、生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）」に準じて行うこと。

(雑則)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、歯科大学長等が別に定める。

附 則

この指針は、平成2年6月26日から適用される。

(平成2年6月1日から施行する)

附 則

この改正指針は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この改正指針は、平成13年4月20日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この改正指針は、平成16年8月18日から施行し、平成16年8月18日から適用する。

附 則

- 1 福岡歯科大学動物実験指針（平成16年8月18日施行）を福岡歯科大学・福岡医療短期大学動物実験規則に改正する。
- 2 この改正規則は、平成17年3月15日から施行し、平成17年3月15日から適用する。

附 則

- 1 福岡歯科大学アニマルセンター使用規則（平成18年3月24日施行）については、これを廃止する。
- 2 この改正規則は、平成19年7月31日から施行し、平成19年7月31日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成28年9月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

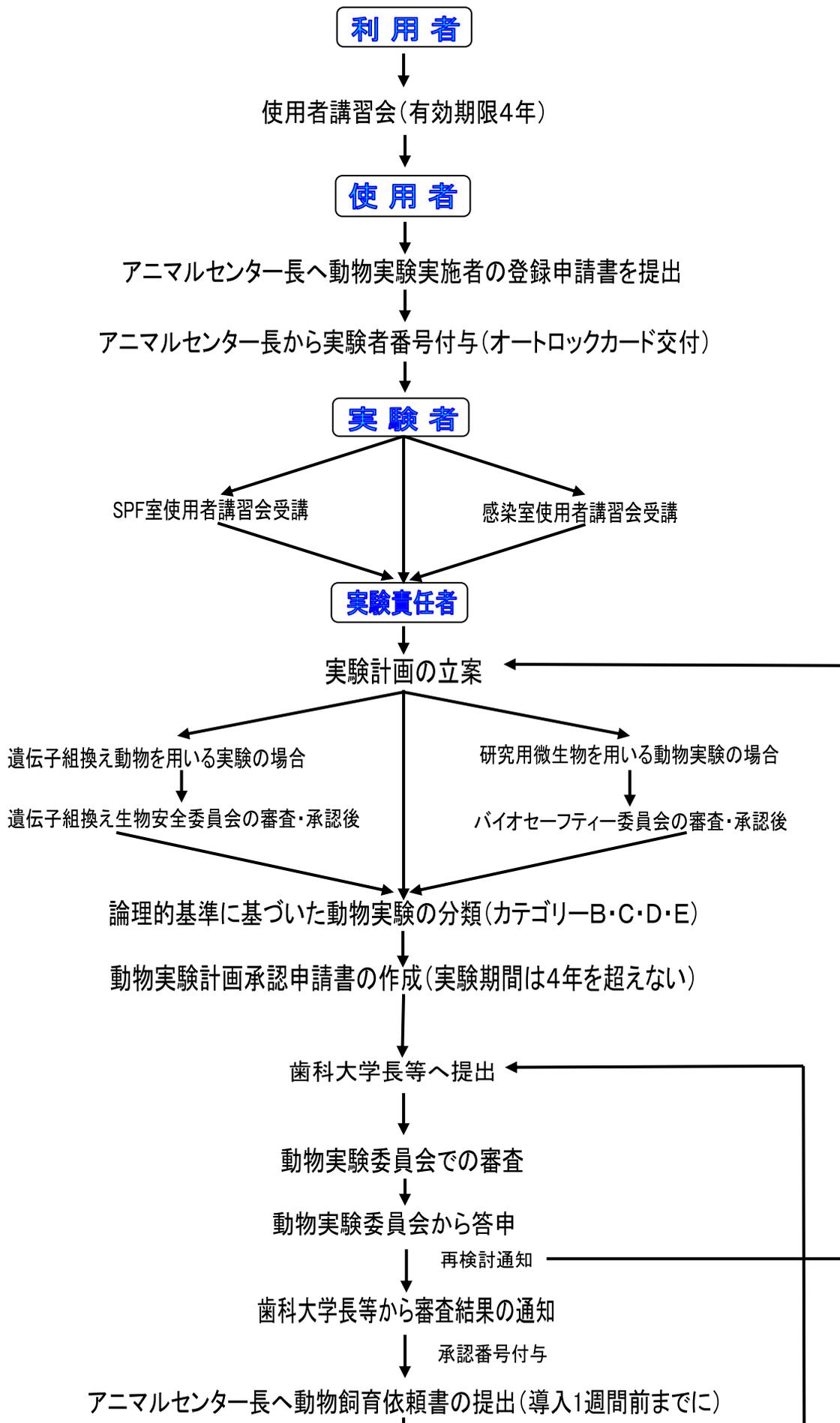
附 則

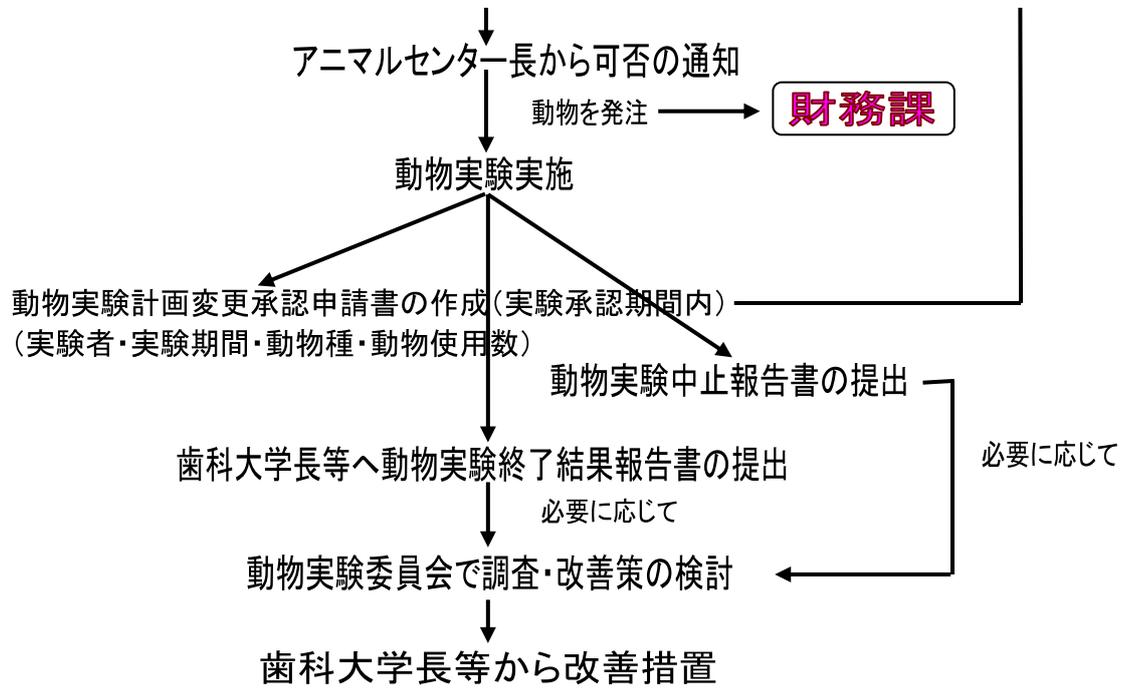
この改正規則は、平成29年3月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、令和2年3月24日から施行する。

# 動物実験手順の概略図





動物実験委員会（令和5年4月1日 現在）

	氏名	職名	カテゴリ（※）
委員長（センター長）	田中 芳彦	感染生物学 教授	①
副委員長（副長）	吉永 泰周	歯周病学 准教授	①
委員	八田 光世	分子機能制御学 教授	②
委員	進 正史	細胞生理学 講師	②
委員	都築 尊	有床義歯学 教授	③
委員	平木 昭光	口腔腫瘍学 教授	③
委員	壬生 正博	言語情報学 教授	④
委員	永嶋 哲也	医療倫理学 教授	④
委員	松崎 英津子	歯科保存学 教授	④
委員	鍛冶屋 浩	細胞生理学 講師	④
委員	荒川 満枝	看護大 教授	④
委員	古野 みはる	地域連携センター 教授	④
委員	和才 広輝	教育研究支援課長	⑤
		13名	

カテゴリの分類（※）

- ①アニマルセンター長及び副長
- ②動物実験等に関して優れた識見を有する者
- ③実験動物に関して優れた識見を有する者
- ④その他学識経験を有する者
- ⑤その他、委員長が特に必要と認めた者

福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学動物実験委員会規則第3条より抜粋

## アニマルセンター管理職員（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

センター長（兼任）	田中	芳彦	（感染生物学 教授）
センター副長（兼任）	吉永	泰周	（歯周病学 准教授）
事務職員	和才	広輝	（教育研究支援課 課長）
技術職員	山下	貴成	（アニマルセンター主任）
補助職員	松本	富子	（事務補佐）
補助職員	原田	かおり	（事務補佐）
補助職員	島田	由佳	
補助職員	中村	弥生	
補助職員	大久保	奈都	
補助職員	石橋	幸子	
兼務職員	多羅	政勝	（総務課 係長）

## アニマルセンター管理運営委員会（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

委員長（センター長）	田中	芳彦	（感染生物学 教授）
副委員長（副 長）	吉永	泰周	（歯周病学 准教授）
委 員	永嶋	哲也	（医療倫理学 教授）
委 員	松崎	英津子	（歯科保存学 教授）
委 員	都築	尊	（有床義歯学 教授）
委 員	壬生	正博	（言語情報学 教授）
委 員	八田	光世	（分子機能制御学 教授）
委 員	荒川	満枝	（看護大 基礎・専門基礎分野 教授）
委 員	古野	みはる	（地域連携センター 教授）
委 員	平木	昭光	（口腔腫瘍学 教授）
委 員	鍛冶屋	浩	（細胞生理学 講師）
委 員	進	正史	（細胞生理学 講師）
委 員	和才	広輝	（教育研究支援課 課長）

以上 構成委員 13名

## 編集後記

皆様、こんにちは、アニマルセンター副長の吉永泰周です。今年も残すところあとわずかとなりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。今年は10月を過ぎてもなかなか寒くならず、この原稿の執筆時の11月下旬になりやっと気温が下がってきて、いよいよ冬の季節になってきたと実感しております。

さて、今年は大学の新校舎建設が着々と進んでおり、来年の2025年7月には完成予定となっています。この度、新たな校舎が完成することにより研究や教育環境も新しくなり、より一層研究がしやすい環境が整うと思います。また新校舎完成の次には予定ではアニマルセンターの建て替えが控えており、準備をしていくことになると思います。より快適な環境で動物たちを飼育し、研究も活発に行なってもらえるような新センターができるように案を出していこうと思います。

また昨今の社会では、動物愛護に対する意識がますます高まり、動物との共生が求められるようになりました。ペットを家族の一員として迎える人が増え、動物福祉に関する法整備も進んでいます。こうした社会の変化の中で、私たちアニマルセンターの運営者や利用者としては、動物たちの命を大切にし、その尊厳を守ることがますます重要だと感じています。また先生方がより研究をしやすい環境をご提供できるように日々活動していきますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(センター副長 吉永泰周)

令和7年 1月発行

編集発行者 福岡歯科大学アニマルセンター 田中芳彦

〒814-0193 福岡市早良区田村2丁目15番1号

TEL (092) 801-0425 (内線 6161)

FAX (092) 801-4909